

平成21年度健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」）が施行され、毎年度財政の健全化を示す「健全化判断比率（4指標）」と公営企業（上下水道等）の経営状況の健全度を示す「資金不足比率」を算定し、公表することになりました。

この健全化法は、従来の赤字再建団体に相当する「財政再生団体」への転落を未然に防ぐため、その前段に「早期健全化団体」の基準を設け、早期に是正措置を行うことを目的としています。

公表する指標は、健全化判断比率である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標、及び公営企業における「資金不足比率」の計5つの指標です。

茨城町の平成21年度の健全化判断比率・資金不足比率の算定結果は次のとおりです。

茨城町の健全化判断比率 および 資金不足比率

〔●が茨城町の数値〕

		早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	● —	13.98%	20%
(2) 連結実質赤字比率	● —	18.98%	40% 財政再生団体
(3) 実質公債費比率	14.2% ●	25%	35%
(4) 将来負担比率	● 121.5%	350%	早期健全化団体
(5) 資金不足比率	健全団体		
上水道事業	● —		
工業用水道事業	● —	20%	
農業集落排水事業	● —		
公共下水道事業	● —		

健全財政 ←————→ 財政悪化

※ (1) (2) (5) においては赤字が発生していないため (= 黒字)、「—」で表示しています。

茨城町の概要

○健全化判断比率…いずれも早期健全化基準を下回っています。

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でないため該当していません。
- ・実質公債費比率は、これまでの計画的な借入の結果、昨年度から0.5ポイント減少しています。
- ・将来負担比率は、町債残高を含めた将来負担額の減少に伴い、前年度から20.3ポイント減少し、大きく改善しています。

○資金不足比率…赤字が発生した公営企業はありませんので該当していません。

各比率について<家計に例えると…>

(1) 実質赤字比率 および (5) 資金不足比率

一般的な家庭では、収入に応じて支出を切り詰め、赤字にならないように家計をやりくりしています。ここでは、年収に対し赤字額がどのくらいか示します。赤字額の年収に占める割合を算出することにより、赤字の解消を図ったり、累積を防いだりするための指標です。

(2) 連結実質赤字比率

お母さんが管理している主会計のほか、家族全員の財布の中身を合計し、赤字の割合を示した指標です。やりくり上手なお母さんがいても、お父さんが投資で大損したり、子供たちが高級車を買って赤字が膨らんでいけば、やがては家族全体でカバーすることになり、主会計を圧迫します。家族全体の現状を知り、全体の赤字額にて計算します。

(3) 実質公債費比率

年収に対するローン返済額の割合にあたり、借金が適正であるかを判断する指標です。住宅ローンなどが主ですが、子供のカーローンに対する補助など、家族のローン返済に対してお金を融通している場合は、合計し計算します。

(4) 将来負担比率

住宅ローンやカーローンの残高、連帯保証になっている親戚の借金など、今後支払う将来負担額の合計から、その支払に予定している預貯金を引いた残額の年収に対する割合です。この数値が高いと、将来こうした負担があることから、家計を圧迫する可能性が高いこととなります。